

善通寺市の農用地の賃借料について

農地中間管理事業推進法第 18 条の規定により定められた農用地利用集積等促進計画が、令和 7 年 5 月 30 日及び同年 10 月 31 日付けで公告された農用地の内、賃貸借による賃借料（10 アール当たりの年額）については、以下のとおりとなっております。

令和 7 年 11 月 4 日

善通寺市農業委員会

地 区 名	平 均 額	最 高 額	最 低 額	筆 数
麻 野 地 区	3,000 円	3,000 円	3,000 円	38 筆
上 郷 地 区	7,526 円	10,000 円	2,614 円	5 筆
吉 田 地 区	円	円	円	0 筆
与 北 地 区	3,000 円	3,000 円	3,000 円	1 筆
筆 岡 地 区	円	円	円	0 筆
吉 原 地 区	5,000 円	5,000 円	5,000 円	4 筆
竜 川 地 区	3,000 円	3,000 円	3,000 円	1 筆

（抜粋）

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

（情報の提供等）

第 52 条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。